

家畜保健衛生だより

平成25年度 第2号

中国における鳥インフルエンザ（H7N9）について （平成25年4月15日現在）

日頃より家きん防疫対策の実施に御理解いただきありがとうございます。

さて、農林水産省からの情報によると、中国における人への鳥インフルエンザ（H7N9）の感染が、現在までに60名確認され、うち13名が死亡しています。なお、感染源は調査中とのことです。

また、上海市内の市場の「食用鳩・鶏」や、周辺3省の生鳥市場の「鶏・あひる」から、同タイプのウイルスが検出され低病原性鳥インフルエンザが発生したとの報告（裏面）もありますが、鳥類では症状が見られていないことから、感染した家きんや野鳥の摘発を難しくしているとのことです。

養鶏農家の皆様や、家きんを飼育されている皆様におかれましては、飼養衛生管理基準について再度御確認のうえ、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生防止対策を徹底していただくようお願いいたします。

【特に再確認をお願いしたい事項】

1 農場内への病原体の持ち込みや侵入防止にご注意ください！

- ・衛生管理区域や鶏舎出入口の消毒は、消毒効果が弱まる前に交換してください。また、野生鳥獣が畜舎に入れないう、防鳥ネット等のほころびや、畜舎の隙間の修繕を早急にお願いします！
- ・過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにしてください（獣医師、飼料運搬業者等を除く）。

2 飼養する家きんに異常が見られた場合は、直ちに家畜保健衛生所に連絡をください（裏面）！

神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

TEL : 0463-58-0152 FAX : 0463-58-5679

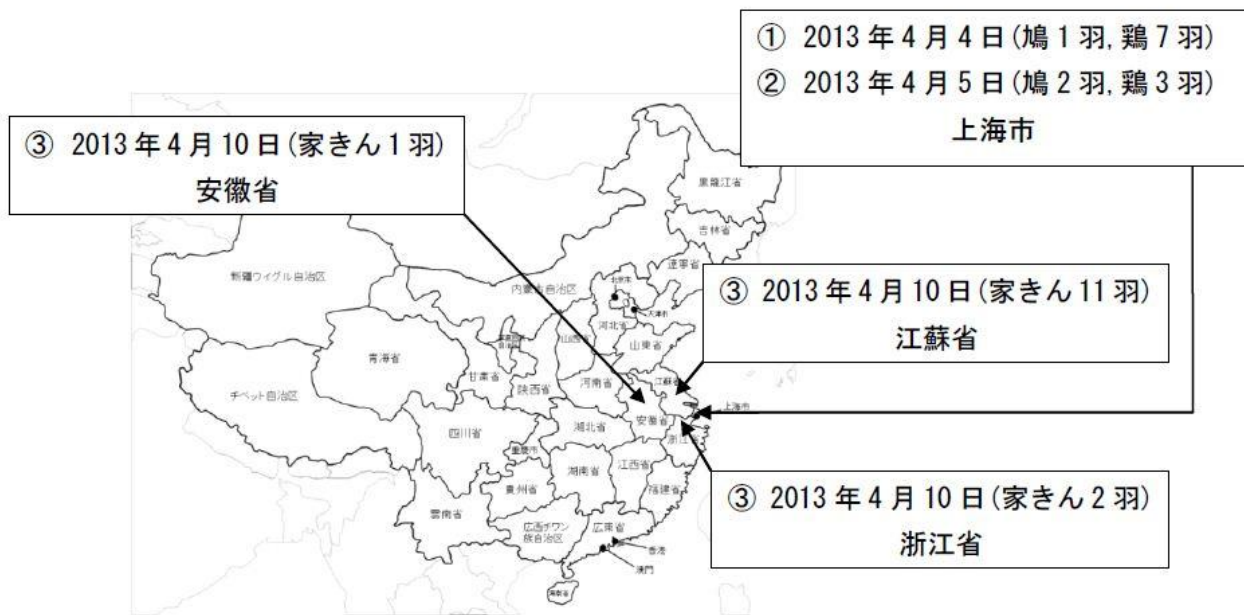
<西部出張所>（足柄上合同庁舎第2別館3階）

〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島 2489-2

TEL:0465-83-3003 FAX:0465-82-6330

○中国における低病原性鳥インフルエンザ（H7N9亜型）の確認状況

【中国地図】



※さらに詳しく知りたい方は、下記HPの「海外の発生事例」をご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/syuan/douei/tori/index.html#casesAsia>

○異常鶏（家きん）発見時の連絡について

1 次のような特定症状が見られた場合は、直ちに当所に連絡してください。

【高病原性及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定症状】

同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が、当日から遡って21日間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となった場合。

※ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害、その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではありません。

2 次のような症状が見られ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの疑いを否定できない場合も、直ちに当所に連絡してください。

- ・ 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合。
- ・ 5羽以上の家きんが、まとまって（又は、隣接ケージで）死亡している（又は、まとまってうずくまっている）場合。

※家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではありません。